



島根県報

令和 7 年11月21日（金）

第 6 7 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) 2

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農 業 経 営 課) 3

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 4

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審 査 指 導 課) 5

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農 業 経 営 課) 5

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

【特定調達公告】

島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等 (人 事 課) 6

P O S システムを有する対面式レジスターの賃貸借及び附帯する導入業務委託 (警 察 本 部) 7
に係る一般競争入札の落札者等

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正 (議 会 事 務 局) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

- (1) 避難所の設置に係る規定の整理（第3条関係）
- (2) 福祉サービスの提供及び実費弁償に係る規定の整備（第10条の2・第26条・第27条関係）
- (3) 引用する条項の整理
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第79号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する）」を「法第2条第2項の規定により福祉避難所（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する）」に、「当該特別な」を「当該」に改める。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（福祉サービスの提供）

第10条の2 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者（第3項において「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

2 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 災害時要配慮者に関する情報の把握
- (2) 災害時要配慮者からの相談対応
- (3) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- (4) 災害時要配慮者の避難所への誘導
- (5) 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定により設置する場合を除く。）

4 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前項第1号から第4号までの場合は消耗器材費及び器物の使用謝金、借上費又は購入費として当該地域における通常の実費とし、同項第5号の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

5 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第15条第1項第4号中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉サービスの提供

第26条中「第4号」を「第5号」に改め、同条第1号イ中「薬剤師」を「栄養士、管理栄養士、薬剤師」に改め、「臨

床検査技師」の次に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「及び歯科衛生士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に改め、同号オ中「土木技術者」を「保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として省令で定める者、土木技術者」に改める。

第27条第1項中「第10号」を「第11号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第8条第4項の規定による実費弁償は、救助の種類ごとに、第3条から第15条までに定めるところにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第607号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
雲南市大東町養賀43番1	田	106

- 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年1月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	4,770

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

- 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
雲南市大東町養賀43番1	内田 弘一

- 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字四引694－9、708－1、711－1、711－8、711－9、711－11、711－12、713－3、717、718－1、719－3、字松田726－1、字ニジ814－2

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字四引694－9・717・718－1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町下西大唐尾1247から1250まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大唐尾1248から1250まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第610号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和3年島根県告示第670号による保険に付すべき義務は、令和7年11月11日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸山達也

三隅町加入区

島根県告示第611号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和7年11月21日

島根県知事 丸山達也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項			
			変更前		変更後	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
1の 5	松江市朝日町484番地19 株式会社島根銀行 取締役頭取 長岡 一彦	本店、県内の支店・出張所	松江市朝日町484番地19 株式会社島根銀行 取締役頭取 鈴木 良夫	本店、県内の支店・出張所	松江市朝日町484番地19 株式会社島根銀行 取締役頭取 長岡 一彦	本店、県内の支店・出張所
824	雲南市三刀屋町乙加宮2161 雲南市猟友会 事務局長 谷戸耕次	雲南市三刀屋町乙加宮2161	雲南市木次町山方866－1 雲南市猟友会 事務局長 内田満	雲南市木次町山方866－1	雲南市三刀屋町乙加宮2161 雲南市猟友会 事務局長 谷戸耕次	雲南市三刀屋町乙加宮2161

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年11月21日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市本庄町741番2	田	1,183
出雲市本庄町764番1	田	1,979
出雲市本庄町765番1	田	2,143

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年2月1日	権利の始期から令和18年3月31日まで	53,050

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年12月 5 日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 7 年11月10日から令和 8 年 2 月 2 日まで

3 作業地域

雲南市大東町下久野地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県健康管理システムの開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年10月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社麻生情報システム 代表取締役 瀧中 秀敏 福岡県福岡市早良区百道浜 2 丁目 4 番27号

5 随意契約に係る契約金額

50,793,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和 7 年11月21日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 件名及び数量

POSシステムを有する対面式レジスターの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和 7 年10月17日

4 落札者の氏名及び住所

みずほ東芝リース株式会社 代表取締役 西山 隆憲 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

5 落札金額

63,069,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和 7 年 9 月12日

議 会 告 示

島根県議会告示第5号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月21日

島根県議会議長 池 田 一

別表中

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスク（CD-R）に複写したもの	1 枚	130円
---	-----	------

を

」

「

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスクに複写したもの	C D—R 1 枚 D V D—R 1 枚	130円 140円
---------------------------------------	-------------------------------	--------------

に、

」

「

光ディスク（C D—R）に複写したもの	1 枚	130円
---------------------	-----	------

」

を

「

光ディスクに複写したもの	C D—R 1 枚 D V D—R 1 枚	130円 140円
--------------	-------------------------------	--------------

」

に改める。

別表文書又は図面の部スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの項及び電磁的記録の部光ディスクに複写したものの項中「130円」を「140円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年11月21日から施行する。ただし、別表文書又は図面の部スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの項及び電磁的記録の部光ディスクに複写したものの項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年4月1日前に到達した島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年島根県条例第47号）第20条第1項の規定による開示の請求に係る公文書の写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。